

静岡県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第2号

静岡県部設置条例の一部を改正する条例

静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>知事直轄組織及び次の7部</u>を置く。</p> <p>危機管理部 <u>経営管理部</u> くらし・環境部 スポーツ・文化観光部 健康福祉部 経済産業部 交通基盤部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 <u>知事直轄組織及び各部</u>の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>知事直轄組織</u></p> <p>ア <u>県政に係る総合的な方針及び計画に関する事項</u></p> <p>イ <u>知事の特命に関する事項</u></p> <p>ウ <u>議会に関する事項</u></p> <p>エ <u>県の歳入歳出予算その他の財務に関する事項</u></p> <p>オ <u>広聴及び広報に関する事項</u></p> <p>カ <u>情報化及び統計に関する事項</u></p> <p>キ <u>地域外交に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の9部</u>を置く。</p> <p><u>企画部</u> <u>総務部</u> <u>財務部</u> 危機管理部</p> <p>くらし・環境部 スポーツ・文化観光部 健康福祉部 経済産業部 交通基盤部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>企画部</u></p> <p>ア <u>県政に係る総合的な方針及び計画に関する事項</u></p> <p>イ <u>知事の特命に関する事項</u></p> <p>ウ <u>デジタル社会の形成及び統計に関する事項</u></p> <p>エ <u>地域外交に関する事項</u></p> <p>オ <u>教育に係る施策の総合的な調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p>

(2) (略)

(3) 経営管理部

ア 組織、職員及び県の行政一般に関する事項

イ 税及び財産に関する事項

ウ 市町の行政その他地域行政に関する事項

エ 文書及び法令に関する事項

オ その他他部の主管に属しない事項

(4) (略)

(5) スポーツ・文化観光部

ア～ウ (略)

エ 教育に係る施策の総合的な調整に関する事項

オ 私立学校に関する事項

カ～ク (略)

(6) 健康福祉部

ア～ウ (略)

(7) (略)

ア 秘書に関する事項

イ 組織、職員及び県の行政一般に関する事項

ウ 市町の行政その他地域行政に関する事項

エ 広聴及び広報に関する事項

オ 文書及び法令に関する事項

カ その他他部の主管に属しない事項

(3) 財務部

ア 議会に関する事項

イ 県の歳入歳出予算その他の財務に関する事項

ウ 税及び財産に関する事項

エ 行政経営に関する事項

オ 営繕に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) スポーツ・文化観光部

ア～ウ (略)

エ～カ (略)

(7) 健康福祉部

ア～ウ (略)

エ 児童福祉に関する事項

オ 私立学校に関する事項

(8) (略)

<p>(8) 交通基盤部 ア～ウ (略) <u>エ 営繕に関する事項</u></p>	<p>(9) 交通基盤部 ア～ウ (略)</p>
--	------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(静岡県固定資産評価審議会条例の一部改正)

- 2 静岡県固定資産評価審議会条例（昭和37年静岡県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第4条 審議会の庶務は、 <u>経営管理部</u> において処理する。	第4条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 静岡県特別職報酬等審議会条例（昭和39年静岡県条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第6条 審議会の庶務は、 <u>経営管理部</u> において処理する。	第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報等保護審議会条例の一部改正)

- 4 静岡県本人確認情報等保護審議会条例（平成14年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第6条 審議会の庶務は、 <u>経営管理部</u> において処理する。	第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

- 5 静岡県公立大学法人評価委員会条例（平成18年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務)	(庶務)
第6条 委員会の庶務は、 <u>スポーツ・文化観光部</u> において処理する。	第6条 委員会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県公益認定等審議会条例の一部改正)

6 静岡県公益認定等審議会条例（平成19年静岡県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第11条 審議会の庶務は、法人の主務部（当該法人を担当する各部をいう。）において処理し、 <u>経営管理部</u> において総括する。	(庶務) 第11条 審議会の庶務は、法人の主務部（当該法人を担当する各部をいう。）において処理し、 <u>総務部</u> において総括する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県行政不服審査会条例の一部改正）

7 静岡県行政不服審査会条例（平成27年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審査会の庶務は、 <u>経営管理部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

8 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年静岡県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第16条 審査会の庶務は、 <u>経営管理部</u> において処理する。	(庶務) 第16条 審査会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。